

厚生労働省 山口労働局発表
平成 28 年 10 月 27 日（木）

担	山口労働局 総務部総務課
	総務課長 中野 正紀
当	課長補佐 齊藤 浩二
	TEL 083 995 0360
	FAX 083 995 0378

平成 28 年度第 1 回山口地方労働審議会を開催します

平成 28 年度上半期労働行政の実施状況等について

山口労働局（局長 小松原 正俊）では、本年 11 月 10 日（木）に翠山荘（山口市湯田温泉 3-1-1）において、平成 28 年度第 1 回山口地方労働審議会を開催します。

記

- 1 日時 平成 28 年 11 月 10 日（木） 10:00～12:00 まで
- 2 会場 山口市 翠山荘（山口市湯田温泉 3-1-1）
- 3 議題
（1）平成 28 年度上半期労働行政の実施状況等について
（2）その他

- 4 次第
（1）開会
（2）山口労働局長あいさつ
（3）山口地方労働審議会会長あいさつ
（4）山口労働局説明
（5）審議

- 5 その他

審議会は公開としております。

取材を希望される場合は、会場準備の都合上、あらかじめ別紙 1 により 11 月 2 日（火）12 時までに山口労働局総務部総務課あて F A X によりご連絡をお願いします。

なお、ビデオ、カメラ等の撮影及び録音は、審議会会長あいさつまでとさせていただきます。

「地方労働審議会」について

地方労働審議会は、国家行政組織法第八条、厚生労働省組織令第一五六条の二に基づき各都道府県労働局に設置されているものです。

地方労働審議会では、労働基準監督署やハローワークなど労働局が行っている業務について、労働局長に対して意見を述べることができるとされています。

山口地方労働審議会は、年2回定期的に開催されており、今回は、山口労働局の上半期の行政重点施策の実施状況について意見を求め、下半期に向けての課題を明らかにすることや今後の具体的取組について審議することとしております。

なお、地方労働審議会の設置に関する法令は、別紙2のとおりです。

平成 年 月 日

山口労働局総務部総務課 あて
(F A X 0 8 3 - 9 9 5 - 0 3 7 8)

平成 28 年 11 月 2 日 (水) 12 時必着

平成 28 年度第 1 回山口地方労働審議会の取材予定について

報道機関名称			
(職 氏) (名) (名)	()	()	()
連絡先 (電話番号)			

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）（抄）

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）（抄）

（地方労働審議会）

第一百五十六条の二 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四十四条、第四十五条及び第四十七条の規定に限る。）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要事項にあっては、都道府県労働局長）に意見を述べること。

三 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第一号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであって二以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。

4 前二項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令（平成十三年政令第三百二十号）の定めるところによる。